

浜長保険センター安全だより

令和6年2月20日
浜長保険センター 第87号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



平年の2月は28日までですが、今年は4年に一度の閏年(うるう年)であり、今年の2月は1日増え29日(1年366日)までになります。
日差しに春の訪れを感じる季節となり、梅の便りも聞かれる今日この頃ですが、三寒四温の時節柄、体調管理にご留意され、ますますのご健勝とご活躍をお祈りいたします。



先月は、高速道路等でパンク・故障などが起きた場合の措置について概要を説明しました。今回は野生動物等との遭遇、又は衝突した場合の措置についてその概要を説明します。

問 道路を走行中に野生動物と衝突し自動車が破損した。交通事故になるのか？

答 動物は、法律上「物」として扱われ、責任能力がないため、動物を轢いても「物損事故」扱いとなり、免許証の点数や反則金などの法的罰則は適用されません。しかし、道路交通法上の交通事故に該当し、報告義務がありますので、警察に報告しなければなりません。

問 動物と衝突し、自動車が損傷した。車両保険に加入している場合、その保険で修理できるのか？

答 車両保険に加入されている方は補償の範囲をご確認してください。
補償の対象となる場合がありますので、担当者にお問合せください。

問 衝突した動物がペットの犬、猫の場合は、損害賠償はどうなるのか？

答 飼い主は、ペットが車道に飛び出さないよう管理する義務があります。
当時の状況により、過失割合に応じて、飼い主に修理金額を請求できます。



【野生動物等との衝突を回避するための対策】

- (1) 警戒標識のある区間は、速度を控えめにする。 ←
- (2) 郊外や山間部の道を通る場合、動物が飛び出してくるかもしれないと注意を払う。
- (3) 夜はハイビームにより遠くの動物を早く発見し、距離のあるうち速度を落とす。
- (4) 道路脇などで動物を見つけた場合は、周囲の自動車等に気をつけて速度を落とす。
- (5) 動物が道路へ進入してきた場合は、停止して道路脇や柵の外へ立ち去るまで待つ。
- (6) 目前に野生動物が飛び出して来た場合、急ハンドルを切らない。
急ハンドルは、対向車と正面衝突したり、横転、道路外への転落などの事故につながるため、急ハンドルは切らない。また急ブレーキは、追突事故の原因になるので出来るだけしない。



問 衝突した動物が生きている場合

答 衛生面や安全面から素手で動物に触らない。

問 動物が死亡している場合

答 素手で触れないようにして、出来るだけ交通の妨げにならないよう路肩に移動させる。
動物は道路管理者又は自治体が処理してくれます。(国交省、県土木、市役所等)

問 高速道等、幹線道路で轢かれた動物を発見した場合

答 二次事故防止のためにも、道路管理者等に連絡する。

- ・ 高速道等～道路緊急ダイヤル(#9910)、警察
- ・ 国道・県道～兵庫県中播磨県民センター、姫路土木事務所
- ・ 姫路バイパス～国交省姫路河川国道事務所
- ・ 姫路市道～姫路市役所建設局、道路管理部管理課



道路の異状を発見したら
道路緊急ダイヤル
#9910
全国共通 24時間受付 通話無料

